

§市に居住し、 那の事業所※に就職した方の



伊那市では、地域産業の担い手となる若者の人材確保を図るため、市内に定住し、 上伊那郡の事業所※に就職する方を対象に、在学中に借り入れた奨学金の返還に 係る費用の一部について補助します。

※補助対象となる就職先には、業種の指定があります。詳しくは「対象就職先」をご確認ください。

対象者

大学、大学院、短期大学、専修学校(専門課程)、大学校を卒業した30歳未満の方で、 伊那市に定住し、かつ上伊那郡内の指定する業種の事業所に就職する方。



対象就職先

総務省 日本標準産業分類 (大分類) のうち、以下に該当する上伊那の事業所が対象です。

⑦農業、林業 ④建設業 ⑤製造業 ①情報通信業 ④運輸業、郵便業 ⑤卸売業、小売業 ⑧学術研究、専門、 技術サービス業のうち、学術・開発研究機関、広告業、技術サービス業(他に分類されないもの) ⑦宿泊業、飲食



サービス業 分生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業・そ の他の生活関連サービス業 □医療、福祉のうち、児童福祉事業、老人福祉・介護 事業、障害者福祉事業、及び同事業以外で看護師資格を有する者が従事する事業 ⊕サービス業 (他に分類されないもの)のうち、廃棄物処理業、自動車整備業、機械 等修理業、その他の事業サービス業

対象奨学金

日本学生支援機構 第一種奨学金・第二種奨学金 厚生労働省 技能者育成資金融資制度 など

伊那市 イメージキャラクタ-「イーナちゃん」

事前認定の申請方法

補助金の交付を受けようとする方は、最初に上伊那郡内の事業所に就職する予定日の1年前 から就職する日までに事前に認定を受ける必要があります。

※認定を受けた方は、認定を受けた日から1年以内に、上伊那郡内の事業所に就職しなかっ たときは、認定が取り消されます。

補助金を 受けようとする方



就職 】 年目

市内に定住し上伊那 郡内の事業所に就職

3月

4月

就職2年目

3月

認定申請から補助金交付までの流れ



対象者事前認定申請

●提出書類: 伊那市奨学金返還支援補助金交付対象者 認定申請書

添付書類: ①奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの

②大学等を卒業したことを証する書類 (在学生は卒業後に提出)

③就職先の内定通知書または雇用契約書の写し

奨学金の返還



補助金交付申請

※奨学金を返還した年度の翌年度に申請

●提出書類: 伊那市奨学金返還支援補助金交付申請書

兼請求書

●添付書類:①在職証明書

(補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以後のもの)

期間は

4月から6月

②住民票の写し

(補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以後のもの)

③奨学金の返還額を証する書類

(補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以後のもの)

- ④振込先口座が分かるものの写し
- ⑤他の補助金を受けたことを証する書類 (その他の補助金を受けた者のみ)

補助金を交付 前年度中に返還した額の 2/3以内、上限12万円



就職 3年目 以降

3月

補助金交付申請

期間は 4月から6月

■補助期間(最大60ヶ月分)が終了するまで、 毎年補助金交付申請を繰り返します。

伊那市役所

商工観光部 商工振興課



対象者として認定

申請書を確認

申請書を確認

伊那市役所 商工観光部商工振興課

〒396-8617 長野県伊那市下新田3050番地 電話 0265-78-4111 (内線2431·2432) E-mail:skk@inacity.jp 伊那市ホームページでの ご案内はこちらから



■ 問い合わせ